

資 料

フランスの略式株式会社制度

鳥 山 恭 一

1 制度化の目的

2 SAS の制度

* *

1994年1月3日の法律第94-1号（翻訳）

以下に訳出するものは、フランスで制定された「略式株式会社を制度化する1994年1月3日の法律第94-1号 (Loi n° 94-1 du 3 janvier 1994 instituant la société par actions simplifiée)」(JO 4 janv. 1994, p. 129) である⁽¹⁾。

フランスの商事会社法(商事会社に関する1966年7月24日の法律第66-537号)は、合名会社、合資会社、有限会社、株式会社、株式合資会社という5つの形態の会社について個別の規定を定めており、これらの形態の会社は会社の目的の如何を問わずに商事会社であると規定している(同法律1条2項)。「株式を発行する会社 (société par actions)」としては、商事会社法はこのように、「株式会社 (société anonyme)」と「株式合資会社 (société en commandite par actions)」とを定めていた。1994年の本法律は、この商事会社法を改正して、「株式を発行する会社」として、「株式会社」と「株式合資会社」に加えて新たに「略式株式会社 (société par actions simplifiée: SAS)」という会社形態を定めたのである⁽²⁾。以下では、詳細な検討は別の機会に譲ることとして、法律を訳出

(1) ただし、この法律が商事会社法(1966年法律)に追加する条文に付されている見出しは、訳者が便宜のために付けたものである。

(2) 本法律は公布の後、直ちに施行されている(1870年11月5日のデクレを参照)。ただし、本法律第5条が追加した商事会社法第464-2条と同464-3条は、1994年3月1日以降は本法律第6条が定める規定に代わっている。これは、同日に施行された新刑法典に規定の形式を合わせたためである。Etienne DAILLY, Sénat, séance du 21 oct. 1993, JO déb. parl., p. 3365.

する前に、SAS の制度化の目的とその制度の内容について簡単に紹介したい⁽³⁾。

1 制度化の目的

SAS は、複数の企業がジョイントベンチャー（合併事業）を組織する際に利用することが予定された会社形態である。

従来は、合併事業を組織する企業は株式会社の形態を利用して共同子会社を設立する場合が多かった。しかし、株式会社は、いうまでもなく本来は、多数の投資家が拠出する資本にもとづいて活動する企業のための会社形態である。このため、株式会社の組織および運営に関しては、企業に出資した一般投資家を保護するための強行規定が、とりわけフランス会社法には多数定められている。

共同子会社の場合には、一般投資家が少なくとも株主として関与することは通常は考えられない。しかし、株式会社の形態が利用されるかぎり、共同子会社にも、このような一般投資家の保護を目的とした多くの強行規定が適用されることになる。そして、そのような規定は、共同子会社を設立する企業目的には適合しない場合が多い⁽⁴⁾。このため、一方では、企業は、共同子会社を設立する際に、共同子会社の定款とは別個に、とくに企業間の協力関係に関する合意を締結することが多かった (*pactes d'actionnaires* 株主間契約)。しかしながら、判例は、そのような合意の効力をつねに認めているわけではない⁽⁵⁾。他方で、

SAS に関するフランス語文献は、*Revue des sociétés* n° 2, avril-juin 1994, pp. 365 à 367 に *bibliographie thématique*（テーマ別文献）として列挙されている。

- (3) 以下の紹介は、日仏法学19号(1995年)に掲載される本法律の立法紹介に改めて加筆修整したものである。
- (4) 共同子会社をめぐるフランスの議論について、たとえば、奥島孝康「共同子会社の理論研究序説」早稲田法学51巻1・2号(1976年)187頁以下、同「共同子会社の法構造」早稲田法学57巻3号(1982年)201頁以下、および、福井守「共同子会社の運営に関する問題」早稲田法学52巻1・2号(1977年)153頁以下を参照。
- (5) 株主間契約の効力に関して、たとえば、Voy. Gilbert PARLÉANI, *Les pactes d'actionnaires*, *rev. soc.* 1991, pp. 1 et suiv.; Didier MARTIN et Laurent FOUGEROLAS, *Les pactes d'actionnaires*, *JCP* éd. E. 1989. II. 15526.

フランスの企業が外国の企業と共同子会社を設立する場合には、フランスの会社法ではなく、他国の規制の緩やかな会社法、とくにオランダの「株式会社 (naamloze vennootschap)」の制度が利用されることが多かった。

フランス会社法の規定が詳細で、企業の負担が大きいことは従来から指摘されていた。すでに、1985年10月に、当時の Badinter 司法大臣が、会社法の規制緩和のための委員会を設置しており、翌年6月に提出された同委員会の提案⁽⁶⁾の一部は、1988年1月5日の法律第88-15号による商事会社法(1966年法律)の改正によって実現していた⁽⁷⁾。以下に訳出する、略式株式会社を制度化したこの法律の約1ヵ月後に制定された1994年2月11日の法律第94-126号も、会社法の規制の緩和をさらに進めている⁽⁸⁾。

ジョイントベンチャーのために会社制度が利用される場合に関しては、とくに、フランスの主要な経営者団体である CNPF (フランス経営者全国評議会) が、他国の会社法への逃避を阻止するために、共同子会社を設立する企業の目的に適合した会社制度を定める必要性を指摘していた。1990年10月には CNPF は、共同子会社として利用されるための新たな会社形態の制度化を提案し⁽⁹⁾、これを受けて、当時の社会党政府は1992年2月に国民議会に法律案を提出した⁽¹⁰⁾。1993年3月の国民議会総選挙の後に成立した保守政権は、同年5月に改めて同一内容の法律案を国民議会に提出し⁽¹¹⁾、この法律案にもとづいて採択されたのが本法律である。

企業間の協力関係のための組織として、フランスにはすでに「経済利益団体 (groupement d'intérêt économique : GIE)」が存在する (1967年9月23日のオルドナンス第67-821号)。現在では、この GIE は、「ヨーロッパ経済利益団体

(6) Travaux de la Commission chargée de proposer des mesures d'allègement en droit des sociétés, *JCP* éd. E. 1987. I. 16238.

(7) この法律について、宮島司「企業譲渡」日仏法学16号 (1989年) 114頁以下を参照。

(8) この法律について、鈴木千佳子「会社法の簡略化」日仏法学19号 (1995年) を参照。

(9) この提案について、Voy. Bernard FIELD, Le projet de société anonyme simplifiée, *Bull. Joly* nov. 1990, pp. 939 et suiv.; J.-P. BOUERE, Société anonyme simplifiée et accords d'actionnaires, *Les Petites Affiches* 13 mars 1991, n° 31, pp. 4 et suiv.

(10) Projet de loi, Ass. Nat., n° 2584.

(11) Projet de loi, Ass. Nat., n° 144.

(groupement européen d'intérêt économique: GEIE)」として EU のレベルでも制度化されている (1985年 7 月 25 日の閣僚理事会規則第 2137-85 号)⁽¹²⁾。しかし、GIE・GEIE は、中小企業間の協力関係の形成を通して、中小企業に市場競争力を確保する目的で制度化された組織である。このため、GIE・GEIE の活動は、構成員の経済活動を補助する範囲に限定されており、構成員は団体の債務について連帯無限責任を負っている。これに対して、SAS は、むしろ大企業がそのジョイントベンチャーのために利用する組織として制度化されている。SAS は、いうまでもなく固有の事業を行なうことができ、社員は SAS の債務について有限責任を負うにすぎない。そして、このような SAS は、EU においてなお提案にとどまっている「ヨーロッパ会社 (société européenne)」の制度⁽¹³⁾にとってモデルとなりうるものであるとも指摘されている⁽¹⁴⁾。

2 SAS の制度

この法律は、商會社法 (1966年 7 月 24 日の法律第 66-537 号) の第 1 編の「株式を発行する会社 (société par actions)」に関する第 4 章に、新たに SAS に関する第 11 節 (262-1 条ないし 262-20 条) を追加して、SAS の制度を定めており、ほかに罰則規定が第 2 編第 2 章に新たに第 10 節として追加されている (以下の括弧内の条文はとくに明記しない限り商會社法の条文とする)。

したがって、SAS の組織に適用される法規は、これらの SAS に固有の規定の

(12) 「ヨーロッパ経済利益団体」に関しては、カール ハイッツ・ピルニー (大和正史訳) 「ヨーロッパ経済利益共同体」EC 統合と EC 法の展開 (関西大学法学研究所研究叢書第 7 冊, 1992 年) 141 頁以下, 正井章彦・EC 国際企業法 (1994 年, 中央経済社) 9 頁以下を参照。なお、拙稿「ヨーロッパ会社の制度化と EC 法」早稲田法学 68 巻 1・2 号 (1993 年) 29 頁以下。

(13) EC 委員会は、「ヨーロッパ会社」を制度化するための規則案をすでに 1970 年と 1975 年に閣僚理事会に提出していたが、1989 年に改めて規則案とディレクティブ案を提出しており、1991 年にそれらの修正案が提出されている。これらの提案に関して、たとえば、大和正史「ヨーロッパ株式会社とは何か」ノモス 2 号 (1991 年) 192 頁以下, 前掲拙稿 (前注) 1 頁以下, 正井・前掲書 (前注) 105 頁以下を参照。

(14) CNPF が、このことを指摘している。Voy. *rev. soc.* 1993, p. 939. さらに、Guyon 教授も同様の指摘をしている。Voy. Yves GUYON, Présentation générale de la société par actions simplifiée, *rev. soc.* 1994, pp. 207 et suiv., n° 24.

ほか、株式を発行する会社に共通の規定(70条ないし72-1条)、商社会社の総則規定（1条ないし8条）、会社の総則規定（民法典1832条ないし1844-17条）である。ほかに、株式会社にに関する規定が、SASに固有の規定と両立するかぎりにおいてSASにも準用されている。ただし、株式会社の業務執行に関する規定（89条ないし152条）と株主総会に関する規定（153条ないし177-1条）は準用から除外されている（262-1条2項）。これらの事項に関しては、SASに固有のわずかな規定の定めがある点を除いて、SASを利用する企業の自由に委ねられているのである。

換言すれば、本法律は、SASを利用できる者を、保護の必要がない一定規模以上の企業に限定することによって、SASの組織に関しては、それを利用する企業に大幅な自由を認めているのである。他方で、従来は、共同子会社を設立する企業は、その協力関係に関する合意を、前述のように共同子会社の定款とは別個に締結していたのであるが、本法律はそのような条項をSASの定款自体に定めることを認めている。

(1) SASの利用 SASの社員は、150万フラン以上の全額払込済の資本を有する会社か、または、商工業活動を行なう国の公施設法人（établissement public）でなければならない。外国法によって設立された会社も、フランス・フランに換算したその資本額がこの条件を満たしていればSASの社員となることができる（262-1条1項）。SASは、これらの企業によって設立されることになる。さらに、既存の会社も、これらの企業だけがその社員である場合には、SASに組織変更することができる。ただし、この組織変更には社員全員の同意が必要である（262-4条）。

こうして、SASに一般投資家が直接にかかわることは排除されている。SASは、株式の発行だけではなく、社債の発行によって資金を公募することも禁止されている（262-3条）。

株式会社については株主はなお7人以上であることが要求されているが（73条）、SASの社員は2人以上であればよい（262-1条1項）。SASの資本については分割払込を認める必要はないため、株式会社の場合（75条2項）とは異なっており、資本は全額払込済であることが要求されている（262-2条）。SAS自体の資本の最低額については固有の規定はなく、それゆえ、資金を公募しない会社の最低資本額（25万フラン）に関する規定（71条1項）がSASに適用される。

(2) SASの組織 株式会社の業務執行と株主総会に関する規定は、前述のようにSASには準用されていない。これらの規定は、定款がそれを準用しない

限り、任意規定として SAS に適用されることもない。このため、定款の定めが不十分である場合には法の空白が生ずる危険も指摘されている⁽¹⁵⁾。SAS の内部における権限の配分も、定款で定めなければならない。ただし、本法律は、一方で、取引の安全を確保するために SAS の代表権について規定しており、他方で、重要な事項に関しては社員の権限が法定されている。

(ア) 業務執行 SAS の代表権は「社長 (président)」が行使し、社長の権限を制限する定款の条項をもって第三者に対抗することはできない。ただし、同時に、社長の任命の条件は定款で定めるものと規定されている (262-7条)。

他方で、SAS の内部の業務執行に関しては、SAS が指揮される条件は定款で定めるものと規定されている (262-6条)。株式会社に關する規定が SAS に準用される場合でも、株式会社の取締役会または社長が行使する権限は、SAS では「社長」または定款が定める「指揮者 (dirigeant)」が行使すると規定されているにすぎない (262-1条 2 項)。したがって、定款によって、取締役会あるいは監査役に相当する会議体を設置することも、あるいは、有限会社の場合のように、社長個人による業務執行を定めることも可能である。

社長その他の指揮者の任命の条件も、定款に委ねられている。したがって、一部の社員、さらには第三者が、社長または指揮者を任命すると定めることもできる。社長と指揮者は、法人であってもよい。

SAS の社長と指揮者の責任に関しては、株式会社の取締役に關する規定が適用される (262-9条)。SAS の社長または指揮者が法人である場合には、この法人の指揮者に、SAS の社長または指揮者としての義務と責任が課されている (262-8条)。

(イ) 社員 社員が集団で決定すべき事項も、定款で定めなければならない。ただし、資本の増減、合併、分割、解散、会計監査役の任命、計算書類と利益処分に関する権限は、社員が集団で行使するものと定められている。しかし、社員がこれらの権限を行使する条件は定款で定めなければならない (262-10条)。

したがって、書面決議も可能である。出資額に応じて、社員に議決権を認めなくてもよい。ただし、民法典第1844条第1項はすべての社員に決定への参加権を認めており、それゆえ、一部の社員の議決権を完全に奪うことはできないと解されている⁽¹⁶⁾。

(ウ) 監査 株式会社の監査に關する規定 (218条ないし 235条) は、SAS に

(15) Voy. GUYON, *op. cit.* (note 14), n° 11.

も適用される。したがって、社員の権限としても掲げられているように（262-10条2項）、会計監査役は選任されなければならない。

SAS とその社長または指揮者との間で直接にまたは間接に締結される契約は、会計監査役の報告書にもとづいて社員の承認を得なければならない（262-11条）。ただし、契約が通常 conditions で締結される日常的な取引に関するものである場合には、社員の承認は必要ではない（262-12条）。反対に、SAS が社長または指揮者に金銭を貸し付けること、および、SAS が社長または指揮者の債務を保証することは、原則として禁止されている（262-13条）。

(3) 親企業の協力関係 SAS は定款で、10年を超えない期間について株式は譲渡することができず（262-14条）、あるいは、株式の譲渡にはすべて会社の事前の承認が必要である（262-15条）と定めることができる。株主間合意に関する従来の判例とは異なっており、これらの定款条項に違反してなされた株式の譲渡は無効であると規定されている（262-16条）。さらに、支配権に変更があった社員はその事実を SAS に通知する義務を負う旨（262-18条）、一定の事実があれば社員はその株式を譲渡する義務を負う旨、および、株式が譲渡されるまでこの社員の非金銭的な権利は停止する旨（262-17条）を、定款に定めることもできる。

これらの条項を定款に定めるには社員全員の同意が必要であり（262-20条）、また、その際には、これらの条項を適用するための条件および手続きも定款に定めることが必要となる。ただし、株式の譲渡価格に関して定款に定めがない場合には、当事者間の合意で譲渡価格を定めなければならず、譲渡価格について合意が成立しないときには、当事者間の合意または商事裁判所所長の命令によって選任される鑑定人が譲渡価格を定めることになる（262-19条）。

※ ※

(16) Voy. Dominique RANDOUX, La liberté contractuelle réservée aux grandes entreprises, *JCP* éd. N. 1994. I. p. 69, n° 35 ; Dominique VELARDOCCIO et Gilles FLORES, La société par actions simplifiée, *ALD* 1994, pp. 91 et suiv., p. 94.

略式株式会社を制度化する1994年1月3日の法律第94-1号

第1条

商事会社に関する1966年7月24日の法律第66-537号の第1編第4章に、つぎの第11節を挿入する。

第11節 略式株式会社

第262-1条 [略式株式会社の社員と適用法規]

第71条が資金を公募する会社について定める額またはフランス・フランに換算してそれに相当する額以上の額の全額払込済の資本をそれぞれが有する2社または数社の会社は、それらの会社を社員として略式株式会社を設立することができる。商工業活動を行っており、公会計規則の適用を受けていない国の公施設法人は、略式株式会社の社員となることができる。

本節に定められた特別の規定と両立する限りにおいて、株式会社に関する規定は、第89条ないし第177-1条を除いて略式株式会社に適用する。これらの規定の適用については、取締役会または社長の権限は、略式株式会社の社長、または略式株式会社の指揮者のうち定款が定める者が行使する。

第262-2条 [出資の払込み]

略式株式会社の資本は、引受けの際に全額が払い込まなければならない。

第262-3条 [資金公募の禁止]

略式株式会社は、資金を公募することができない。

第262-4条 [略式株式会社への組織変更]

会社は、第262-1条に定める額以上の額の資本をそれぞれが有する会社、および、同条に定める条件を満たす国の公施設法人だけがその社員である場合には、略式株式会社に組織変更することができる。この組織変更の決定は、社員全員の同意による。

第262-5条 [社員の資本減少]

略式株式会社の社員である会社が、第262-1条に定められた額を下回る額にまでその資本を減少させる場合には、この会社は、資本の減少から6ヵ月の期間内に、資本をこの額にまで引き上げるか、または定款に定める条件に従ってその株式を譲渡しなければならない。

前項の規定に従わない場合には、略式株式会社は、その解散を宣言するか、または他の形態の会社に組織変更しなければならない。

前項の場合には、すべての利害関係人または検察官は、裁判所に対して会社の解散を請求することができる。裁判所は、社員がその状況を補正するための最低6ヵ月の期間を認めることができる。本案について裁判する日にこの補正がなされているときは、裁判所は解散を宣言することはできない。

第262-6条 [指揮の条件]

定款が定める条件に従って、会社は指揮される。

第262-7条 [社長の代表権]

会社は、第三者との関係では、定款に定める条件に従って任命される社長が代表する。社長は、会社の目的の範囲内で、あらゆる場合に会社の名において行為するもっとも広汎な権限を有する。

第三者との関係では、会社は、会社の目的に含まれない社長の行為についても責任を負う。ただし、その行為が会社の目的を逸脱していることを第三者が知っており、または状況を考慮すれば知り得べき場合であったことを、会社が証明したときはこの限りではない。定款の公示は、それだけではこの証明にはあたらない。

社長の権限を制限する定款の規定をもって、第三者に対抗することはできない。

第262-8条 [法人が社長・指揮者となる場合]

法人が略式株式会社の社長または指揮者に任命される場合には、この法人の指揮者は、指揮者自身が略式株式会社の社長または指揮者である場合と同一の条件と義務に従わなければならない、かつ、その場合と同一の民事責任と刑事責任を負う。ただし、この指揮者が指揮する法人の連帯責任を妨げない。

第262-9条 [社長と指揮者の責任]

株式会社の取締役会と執行役会の構成員の責任を定める規定は、略式株式会社の社長と指揮者に適用する。

第262-10条〔社員の権限〕

定款が定める事項について、社員は集団として、定款に定める形式と条件に従って決定する。

前項の規定にかかわらず、資本の増加、償却もしくは減少、合併、分割、解散、会計監査役の任命、年次計算書類および利益に関して、株式会社の特別総会と通常総会に認められる権限は、定款に定める条件に従って社員が集団として行使する。

第262-11条〔会社と社長・指揮者間の取引〕

会計監査役は、会社とその社長またはその指揮者との間で直接にまたは第三者を介して締結される契約について報告書を社員に提出する。

社員は、前項の報告書にもとづいて判断する。

第1項の契約は、社員が承認しない場合でもその効果を生ずる。ただし、契約の当事者、および、場合によっては社長と他の指揮者は、この契約によって会社に生ずる損害を負担しなければならない。

第262-12条〔日常的な取引についての特例〕

第262-11条の規定は、通常の条件で締結される日常的な取引に関する契約には適用しない。

第262-13条〔会社からの借入れと保証の禁止〕

第106条に定める禁止は、同条に定める条件において、会社の社長と指揮者に適用する。

第262-14条〔定款による株式譲渡の禁止〕

会社の定款には、10年を超えない期間について、株式は譲渡できないと定めることができる。

第262-15条〔定款による株式譲渡の制限〕

定款には、株式のすべての譲渡について会社の事前の承認が必要であると定めることができる。

第262-16条〔定款条項に違反した株式譲渡の効力〕

定款の条項に反して行なわれる譲渡は、すべて無効とする。

第262-17条〔定款による株式譲渡の強制〕

定款には、社員は定款に定める条件に従ってその株式を譲渡する義務を負うと定めることができる。

定款には、前項の社員が株式を譲渡するまでの間、その社員の非金銭的な権利は停止すると定めることができる。

第262-18条〔社員における支配の変更〕

定款には、社員である会社において第355-1条の意味における支配の変更があった場合は、この社員は支配の変更をただちに略式株式会社に通知しなければならないと定めることができる。略式株式会社は、定款に定める条件に従って、この社員による非金銭的な権利の行使の停止と、この社員の除名を決定することができる。

前項の規定は、合併、分割または解散があったために社員の資格を取得した社員にも同一の条件において適用される。

第262-19条〔株式の譲渡価格〕

第262-15条、第262-17条および第262-18条にもとづいて定められた条項を会社が適用する場合に、株式の譲渡価格に関して定款に定めがないときは、この価格は当事者の合意によって決定する。合意が成立しない場合には、民法典第1843-4条に定める条件に従ってこの価格を決定する。

株式を会社が買い戻す場合には、会社は、それらの株式を6ヵ月の期間内に売却するか、またはそれらの株式について失効の手続きをとらなければならない。

第262-20条〔定款変更〕

第262-14条、第262-15条、第262-17条および第262-18条に定める定款の条項は、社員全員の同意によらなければ採択しまたは変更することはできない。

第2条

I. — 商事会社に関する1966年7月24日の法律第66-537号の第406条最終段の後に、つぎの一段を追加する。

《6° 略式株式会社においては、定款に別段の定めがある場合を除いて、社員全員の同意による。》

II. — 上に引用した1966年7月24日の法律第66-537号の第415条第3段の後に、つぎの一段を追加する。

《一略式株式会社においては、定款に別段の定めがある場合を除いて、社員全員の同意による。》

第3条

上に引用した1966年7月24日の法律第66-537号の第356-1-3条第5段の後に、つぎの一段を追加する。

《略式会社が支配する会社に関しては、その略式会社の社員間。》

第4条

労働法典第L. 432-6条に、つぎの一段を追加する。

《略式株式会社では、定款が定める会社の機関において、企業委員会の代表委員は本条が定める権利を行使する。》

第5条

上に引用した1966年7月24日の法律第66-537号の第2編第2章に、つぎの第10節を追加する。

第10節 略式株式会社に関する規定

第464-1条 [罰則の適用]

第432条ないし第437条、第439条、第449条ないし第459条は、略式株式会社に適用する。

株式会社の社長、取締役または業務執行役員について定める刑は、略式株式会社の社長と指揮者に適用する。

第452条、第456条および第457条は、略式株式会社の会計監査役に適用する。

第464-2条 [商号と資本額の記載]

略式株式会社の社長が、直前または直後に《société par actions simplifiée》の単語または《SAS》の頭文字を付した会社の商号と、会社の資本額とを、会社が作成して第三者に交付する証書その他のすべての書面に記載することを怠った場合には、社長は2,000フランないし15,000フランの罰金に処する。

第464-3条〔資金公募の罪〕

略式株式会社の社長および指揮者が資金を公募した場合には、社長および指揮者は10,000フランないし120,000フランの罰金に処する。

第464-4条〔事実上の指揮者に対する罰則の適用〕

第464-1条、第464-2条および第464-3条の規定は、略式株式会社を、この会社の社長および指揮者の背後でまたはそれらの者に代わって、直接にまたは第三者を介して実際に指揮したすべての者に適用する。

第6条

1994年3月1日からは、上に引用した1966年7月24日の法律第66-537号の第464-2条および第464-3条はつぎの規定とする。

第464-2条〔商号と資本額の記載〕

略式株式会社の社長が、直前または直後に《société par actions simplifiée》の単語または《SAS》の頭文字を付した会社の商号と、会社の資本額とを、会社が作成して第三者に交付する証書その他のすべての書面に記載することを怠った場合は、15,000フランの罰金に処する。

第464-3条〔資金公募の罪〕

略式株式会社の指揮者が資金を公募した場合は、120,000フランの罰金に処する。

第7条

I. — 上に引用した1966年7月24日の法律第66-537号の第439条、第450条、第457条および第458条は、海外領土および Mayotte 地方公共団体において適用する。

II. — 本法律は、海外領土および Mayotte 地方公共団体において適用する。

本法律は、国の法律として施行する。